

今年5月24日 43年ぶりに再審「無罪」を勝ちとった

えん罪「布川事件」元被告 桜井昌司さんが来ます

とき 9月4日（日）14時から

ところ 岡山労働福祉事業会館
(旧労金ビル) 岡山市北区津島西坂

入場無料

無実の罪を着せられて

えん罪・布川事件の当事者として伝えたいこと

桜井昌司さん



警察・検察の「自白」の強要と証拠隠しによって無実の罪で獄中29年

なぜ、自分は「自白」してしまったのか

「えん罪」をなくするために何が必要か。自らの体験から語ります

いつの時代もたたかう人びととともに 人助けのヒューマニズムあふれる運動をすすめています

主催 日本国民救援会岡山県本部 TEL 086-254-2799 FAX 086-256-2589

警察は証拠をデッチあげます。いったん犯人として「自白」をさせたら、自分たちが正しいとするために、どんなことでもするのです。

1967年11月のある日の取調べで、私にウソの自白を強いた早瀬四郎警部補は、取調べ室に事件現場の証拠品として、犯人が壊したらしい便所の窓の桟を2本示しながら、「桜井、この桟をどう壊したんか、ちょっと持って説明してくれ」と。

もし、そのときに、私が不用意に便所の桟に触れていたならば、一体、どうなったでしょうか。

「動かぬ証拠発見！犯人」とされ、残念ながら再審は実現できていなかつたろうと思います。

あのときは、なぜ早瀬警部補が「触れ」と言うのが理解できませんでしたが、今は判ります。

「指紋を合わせよう」としたのです。デッチ上げようとしたのです。



検察の証拠隠しは、実にひどいものです。

恵子さん（奥さん）と勝利を喜ぶ桜井さん

○ 私のアリバイについてです。

捜査報告書では、事件当日、事件を起して成田線布佐駅発午後9時51分発に乗り、常磐線我孫子駅で10時25分発に乗り、山手線日暮里駅で11時14分発に乗り換えて、高田馬場駅で西武新宿線の11時38分発に乗り換え、野方駅下車が11時47分となっています。アリバイである兄のアパートまで歩くと5分かかり、午後11時52分着だったようです。アリバイ証人である兄やバーの関係者の証言には「昌司は、11時半頃に来て飲んでいた」とありました。

この2つの調書を、検察は35年も隠していました。「11時半に飲んでいた」者が、どうして「11時47分」に野方駅に下車するのでしょうか。

私を犯人にできないと思ったから、このアリバイ証拠を隠したのです。

○ 事件現場で発見された「毛髪8本」と「鑑定書」も、私たちの毛髪と違うことから、35年も隠しました。

○ 「杉山と違う人を現場前路上で見た」と語る証人の存在も隠しました。

○ 「杉山の録音テープ」、目撃者の初期供述調書をはじめ、まだまだ沢山の証拠が、検察庁の倉庫に隠されています。

私が、29年も獄中生活を余儀なくされたのは、警察と検察が不法行為を行ったゆえであることは、今や明白になりました。

検察の証拠隠しが許される裁判は誤っています。証拠を隠した裁判が行えないようにしなければなりません

沢山の証拠を隠した検察は、全く反省をしていません。税金で集めた証拠を検察官が独占し、自分たちが有罪と決めたならば、その他の証拠は隠してしまい、裁判官にも見せない。これが、今の裁判の実態です。国民が裁判員として裁判に参加するいま、検察官が自分の思うままに証拠を操り、見立てに合わない証拠を隠してしまえば、今度は国民が誤った裁判の片棒を担ぐことになります。死刑や無期懲役の誤判で、人の人生を奪うことになるのです。